

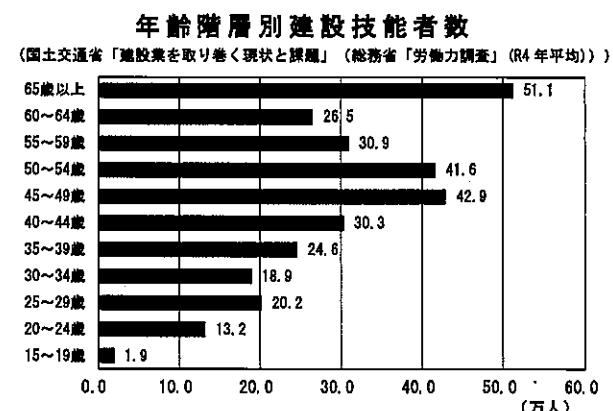
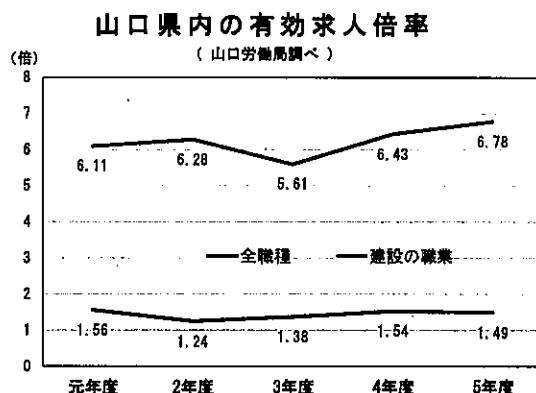
## 建設業における働き方改革 ともにススメ

# 工事を発注する方 そして私たちも変わっていきましょう

厚生労働省山口労働局

建設業で働く方は、地域のインフラを支え、災害があれば復旧・復興のために駆けつけて人々の暮らしを守ってくれる「地域の守り手」であり、社会になくてはならない存在です。

こうした方の総実労働時間は全産業と比べて長く、休日も少ない傾向にあり、他の産業に比べても高年齢化とともに人手不足が深刻化していることから、働き方改革を進めるためには、工事を発注する方の協力が不可欠です。



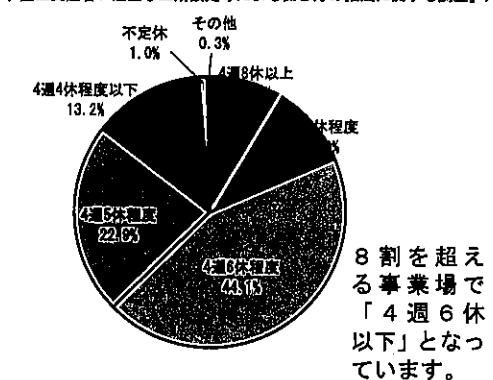
### ▶建設業で働く方の労働時間や休日の現状は・・・

建設業では天候等に左右されながら工期（納期）までに完成させる必要があります。このため、施工状況の管理・監督を行う技術者の方は、夕方になって職人と呼ばれる技能者の方が帰宅した後も事務所で内勤を遅くまで行っています。

また、技能者の方も現場が稼働するなら土曜日も働くなど、技術者・技能者ともに4週8休（週休2日）の確保ができない場合が多いのが実態です。

その結果、建設業では年間の出勤日数は全産業と比べて12日多く、総実労働時間は全産業と比べて70時間程度長いデータとなっています。（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）

### 建設業における休日の取得状況 (国土交通省「適正な工期設定等による働き方の推進に関する調査」)



### 建設業の労働環境を改善するために・・・

### ▶時間外労働の上限規制の適用がスタート

労働基準法は、これまで労使協定によって何時間でも可能であった時間外労働を、平成31年4月（中小企業は令和2年4月）から下記の上限を設けて規制していますが、令和6年4月からは建設業においてもこの上限規制が適用されています。

#### ～時間外労働の上限規制の概要～

	時間外労働の上限	時間外及び休日労働の合計時間数の上限
(原則) 限度時間	月45時間 [42時間] * 年360時間 [320時間] *	①単月：100時間未満 ②2~6か月：月平均80時間以内
(特別条項) 臨時的な特別な事情がある場合	①年720時間 ②月45時間 [42時間] *を超える月数は年に6回以内	

\* [ ] 内は、3か月を超える1年単位変形労働時間制により労働させる場合

なお、災害時における復旧及び復興の事業に限り、時間外労働及び休日労働の合計時間数の上限の「単月で100時間未満」と「2~6か月の月平均80時間以内」は適用されません。

詳しくは、建設業における「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」（パンフレット）をご参考ください。



## ▶適正な工期の設定（休日の拡大・時間外労働の削減）

建設業界では、国土交通省や県などの公共工事における週休2日モデル工事の拡大や、「建設現場を土日一斎閉所」とする啓発に取り組まれています。

一方、民間工事では、工事高は売り上げに直結することもあって、週2日の休日を確保するまでに進んでいませんが、工事の発注または受注に当たっては、「長時間労働をしない・させない」、「土日を閉所する」などを前提とした工期設定（契約）することが大切です。

## ▶新技術を取り入れた工法の確立（生産性向上）

時間外労働の制限や週休2日などにより減ることとなる稼働時間と完成工期のバランスを保つには、すでに多くの企業で始まっていますが、システムを活用した施工管理はもちろん、ドローンによる3次元測量やICT建機等の導入など、生産性向上に向けた工夫が必要です。

## ▶若者が考える働きやすさの実現（人材確保）

後世に残るものづくりの面白さに興味のある若者を発掘しようと、企業では、インターンシップなどの職場体験のほか、事業の情報発信も積極的に行われていますが、私生活も充実したい現代の若者にとってはワーク・ライフ・バランスが重要で、「年休等の休暇がとりやすい」や「長時間残業がない」など、職場環境面での働きやすさを整えることも大切です。

また、技能者の方の賃金が日給月給制である場合、休むことは賃金の減少につながるため、休日を増やそうとする流れにはなりにくい要因となっています。年間収入を確保した月給制等の賃金体系に変えていくためにも、人件費を含む適正な工事代金が下請事業者に支払われる必要があります。

## 建設業で活用可能な働き方改革相談窓口やおすすめの助成金・・・

### ▶「働き方改革サポートオフィス山口」（厚生労働省山口労働局委託事業）

社会保険労務士など専門家が、人材確保や育成、助成金、労務管理など働き方に関するお悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行っていますので、ご利用ください。



-働き方改革サポートオフィス山口-

### ▶「よろず支援拠点」（経済産業省）

ITを活用した生産性向上、経営改善策の提案・支援など中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる相談に応じています。



山口県よろず支援拠点



### ▶おすすめの各種助成金

#### 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）

問い合わせ先：山口労働局職業対策課 電話：083-995-0383（平日 8:30~17:15）

デジタル技術を活用して業務の効率化を図る場合に、これに関連する業務に従事させるうえで必要となる専門的な知識及び技能の習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成するもので、例えはドローン操作習得に利用できます。



#### 働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース：建設業）

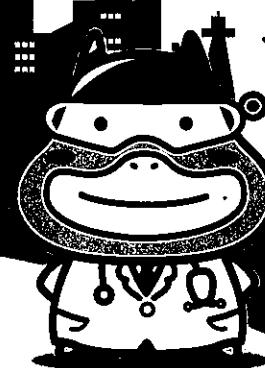
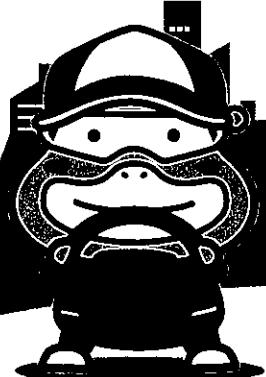
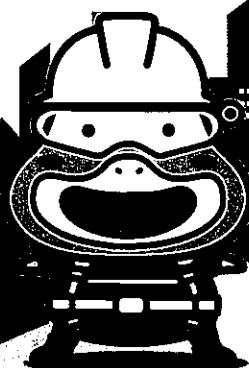
問い合わせ先：山口労働局雇用環境・均等室 電話：083-995-0390（平日 8:30~17:15）

生産性を向上させ、労働時間の縮減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するもので、工事積算システムや測量杭打ち機と重機用センサーユニットの導入によって効率化するなどに要した経費のほか、教育訓練や国家資格者によるコンサルティング費用についても一部を助成します。



取引関係者の皆さま、国民の皆さま

くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススメ!



2024年  
4月から

建設業、ドライバー、医師の  
時間外労働の上限規制適用開始!



くらし・はたらき  
マエストロ  
たしかめだん

# みなさまに お願ひがあります!

たしかめよう!

## 適正な 工期の設定を!



週休2日の実現に向け、  
ご配慮をお願いいたします。

## 行程・ダイヤについて よく話し合いを!



停留所からの安全な発車にも  
ご協力ください。

## 荷待ち時間・ 荷役時間の削減を!



再配達の削減に向け、  
確実に受け取れる時間の指定や  
置き配などの活用もお願いいたします。

## 受診は 診療時間内に!



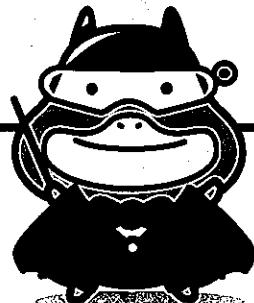
医療のかかり方への  
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください ➡



# ＼暮らしを支える方々のためにも／ みなさまへ大切なお願いです！

## みなさまへお願ひ



くらし・はたらきマエストロ  
たしかめたん

### 建設業



#### 抱える問題

工期が短いと、土日も働かなければならず、長時間労働につながります。

#### わたくしらにできること

工事を受注・発注するときは、ゆとりをもった適正なスケジュールに。また、工事の受注・発注に当たっては適切な金額での契約を心がけてください。

### トラック ドライバー



#### 抱える問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行あたり平均3時間程度と言われており、長時間労働の原因となっています。

#### わたくしらにできること

荷待ち・荷役作業時間削減のため、適切な日時指定、予約システムの導入、作業効率化などの工夫を。また、「標準的運賃」を参考に、運賃や、荷待ち、荷役作業の料金の見直しもお願いいたします。

### バス 運転者



#### 抱える問題

運行スケジュールによっては、休憩できずに運転時間が長くなってしまいます。

#### わたくしらにできること

貸切バスや送迎バス、コミュニティバスを発注するときには、行程やダイヤについてバス事業者とよく話し合いを。また、運転者が必要なときに休憩をとれるようにSA・PAの駐車ルールを守ることも重要です。

### 医 師



#### 抱える問題

夜間や休日など診療時間外に緊急でない受診をすることは、医師の負担につながります。

#### わたくしらにできること

受診すべきか迷う場合には、☎#7119(大人)または☎#8000(小児)へご相談ください。  
また、ご家族の方も病状説明などは決められた診療時間内の受診をお願いいたします。

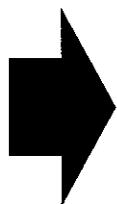
※#7119/#8000の実施状況は地域によって異なります。

非対応地域については、全国版救急受診アプリ「Q助」をご活用ください。  
詳しくはウェブサイトをご覧ください。

## 建設業で働く方の時間外労働の上限規制

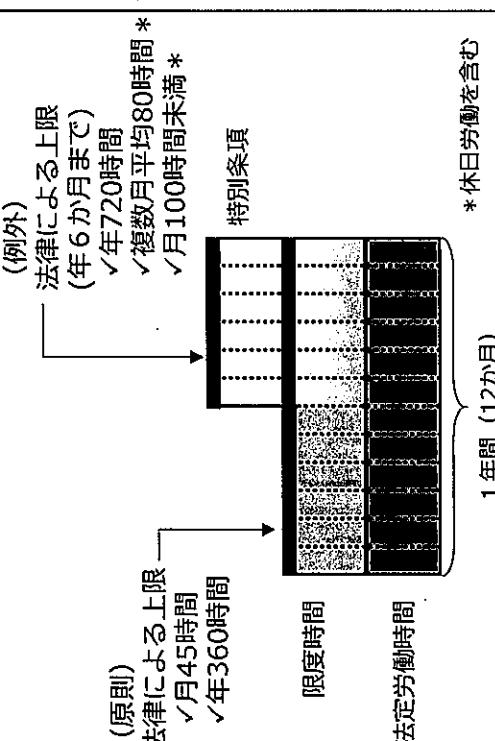
R 6年3月31日まで

上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6年4月1日以降

### ○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）



※ 災害における復旧及び復興の事業（労基法第139条第1項）  
（一部規制が適用されない）

（原則）  
法律による上限  
✓月45時間  
✓年360時間

（例外）  
法律による上限  
✓年6か月まで  
✓年720時間

特別条項

限定期間

法定労働時間

1年間 (12か月)

\*休日労働を含む

（参考1）建設業における時間外労働の上限規制について



詳細は、パンフレット「建設業 時間外労働の上限規制わかりやすい解説」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf>) もご参照ください。

## 労働基準法第33条第1項について

- 労基法第33条第1項（災害など臨時の必要がある場合の時間外労働等）と労基法第36条（36協定による時間外労働等）は、それぞれ独立した労基法第32条（労働時間）及び第35条（休日）の免罰規定であり、労基法第33条第1項に基づき労働基準監督署長に許可申請等を行った場合は、36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることが可能となる。

### 労働基準法第33条第1項

災害その他避けられることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合には、事後に連絡なく届け出なければならない。

### 労働基準法第33条第1項の許可基準の概要

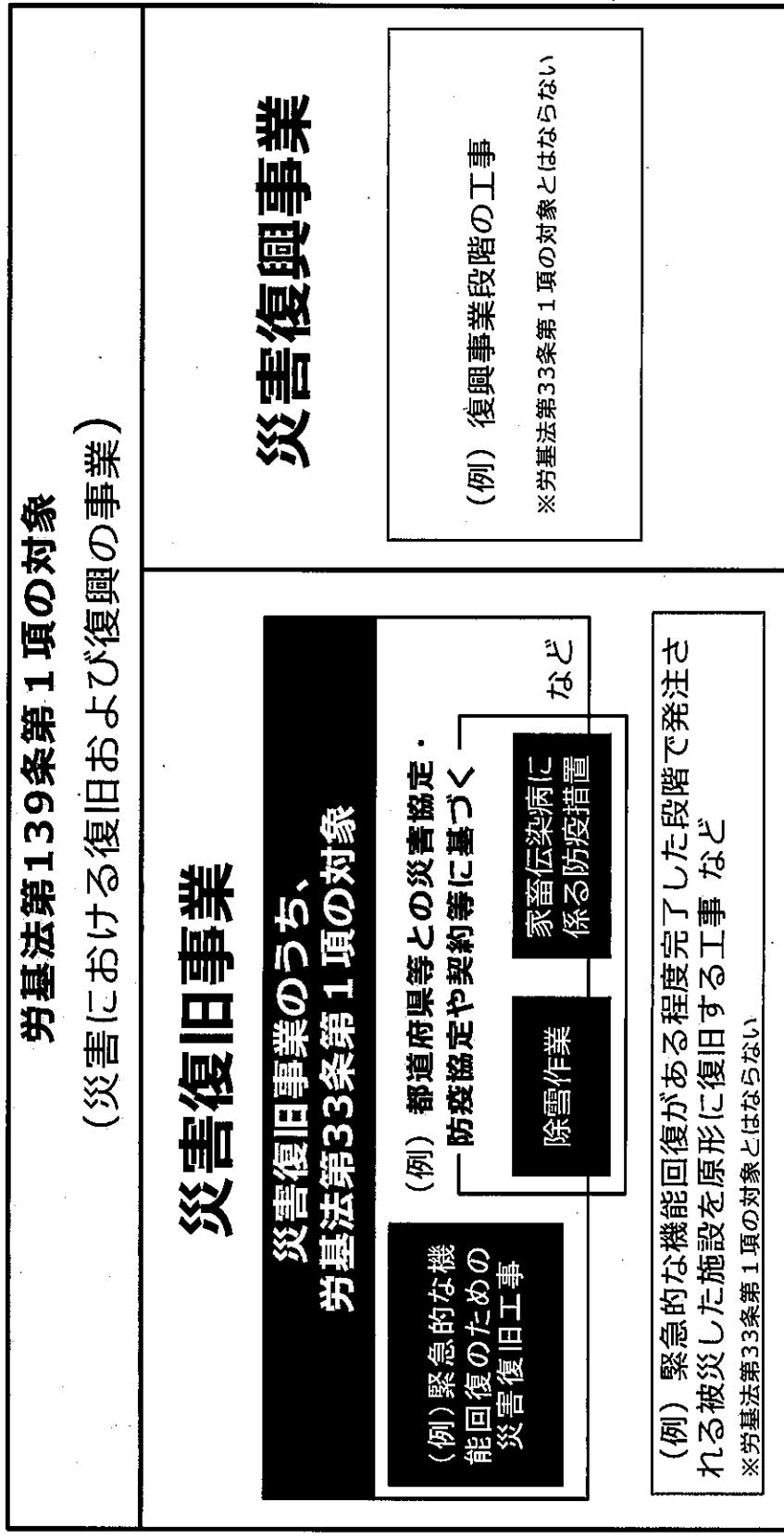
- 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。
  - 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認める。など
- ※ 除雪作業や、防疫作業を行う場合にも、労基法第33条第1項を適用することができます。

## 労働基準法第33条第1項と第139条第1項の違いについて

	労基法第33条第1項	労基法第139条第1項
対象	災害その他避けきることのできない事由によって、臨時の必要がある場合	災害における復旧及び復興の事業
手続	事前の許可又は事後の届出	36協定を届出
効果	36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取扱い	適用なし	【適用なし】 <ul style="list-style-type: none"><li>・単月100時間未満</li><li>・複数月平均80時間以内</li></ul> 【適用あり】 <ul style="list-style-type: none"><li>・年720時間の上限</li><li>・月45時間超は6か月の限度</li></ul>

## 労働基準法第33条第1項と第139条第1項の関係図（イメージ図）

- 労基法第139条第1項は災害の復旧・復興に関する工事については事業の段階を問わず適用可能。
- 一方、労基法33条第1項は、災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要があると認められる場合に適用できるものであり、災害からの緊急的な機能回復を図るために復旧工事などに限られる。



# 工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業者議会 作成・勧告）概要



(参考2)「工期に関する基準」について

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1) 概要
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与
  - (ii) 一品受注生産
  - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事における基本的な考え方
  - (ii) 公共工事における考え方
  - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたつて考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 薙雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働標準法に基づく法定外労働時間  
建設業の短い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約  
スクールゾーンにおける出入時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、  
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに  
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、  
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、  
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 基礎工事
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 船体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
  - (ix) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 船体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
  - (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査
  - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原形復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野 (2) 鉄道分野 (3) 電力分野 (4) ガス分野

## 第6章 その他の

- (1) 著しく短い工期と要われる場合の対応
  - (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格板娘の対応  
受発注者間及び元下間ににおいて、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
  - (3) 基準の見直し
- 本基準の適用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

## 第5章 動き方改革・生産性向上に向けた取組について

- 働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、  
施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるもの  
を優良事例として整理
- ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

# 工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）



- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
- (2) 休日・法定外労働時間
- (3) イベント
- (4) 契約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) 労働・安全衛生
- (9) 工期変更
- (10) その他

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
- (2) 施工
- (3) 後片付け

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

## 第5章 動き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と見られる場合の対応
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格核算の対応
- (3) 基準の見直し

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

(参考3) 最低賃金の改定について

令和6年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	引き上げ率 [%]	発効年月日
北海道	1010 ( 960 )	50	5.2	令和6年10月1日
青森	953 ( 898 )	55	6.1	令和6年10月5日
岩手	952 ( 893 )	59	6.6	令和6年10月27日
宮城	973 ( 923 )	50	5.4	令和6年10月1日
秋田	951 ( 897 )	54	6.0	令和6年10月1日
山形	955 ( 900 )	55	6.1	令和6年10月19日
福島	955 ( 900 )	55	6.1	令和6年10月5日
茨城	1005 ( 953 )	52	5.5	令和6年10月1日
栃木	1004 ( 954 )	50	5.2	令和6年10月1日
群馬	985 ( 935 )	50	5.3	令和6年10月4日
埼玉	1078 ( 1028 )	50	4.9	令和6年10月1日
千葉	1076 ( 1026 )	50	4.9	令和6年10月1日
東京	1163 ( 1113 )	50	4.5	令和6年10月1日
神奈川	1162 ( 1112 )	50	4.5	令和6年10月1日
新潟	985 ( 931 )	54	5.8	令和6年10月1日
富山	998 ( 948 )	50	5.3	令和6年10月1日
石川	984 ( 933 )	51	5.5	令和6年10月5日
福井	984 ( 931 )	53	5.7	令和6年10月5日
山梨	988 ( 938 )	50	5.3	令和6年10月1日
長野	998 ( 948 )	50	5.3	令和6年10月1日
岐阜	1001 ( 950 )	51	5.4	令和6年10月1日
静岡	1034 ( 984 )	50	5.1	令和6年10月1日
愛知	1077 ( 1027 )	50	4.9	令和6年10月1日
三重	1023 ( 973 )	50	5.1	令和6年10月1日
滋賀	1017 ( 967 )	50	5.2	令和6年10月1日
京都	1058 ( 1008 )	50	5.0	令和6年10月1日
大阪	1114 ( 1064 )	50	4.7	令和6年10月1日
兵庫	1052 ( 1001 )	51	5.1	令和6年10月1日
奈良	986 ( 936 )	50	5.3	令和6年10月1日
和歌山	980 ( 929 )	51	5.5	令和6年10月1日
鳥取	957 ( 900 )	57	6.3	令和6年10月5日
島根	962 ( 904 )	58	6.4	令和6年10月12日
岡山	982 ( 932 )	50	5.4	令和6年10月2日
広島	1020 ( 970 )	50	5.2	令和6年10月1日
山口	979 ( 928 )	51	5.5	令和6年10月1日
徳島	980 ( 896 )	84	9.4	令和6年11月1日
香川	970 ( 918 )	52	5.7	令和6年10月2日
愛媛	956 ( 897 )	59	6.6	令和6年10月13日
高知	952 ( 897 )	55	6.1	令和6年10月9日
福岡	992 ( 941 )	51	5.4	令和6年10月5日
佐賀	956 ( 900 )	56	6.2	令和6年10月17日
長崎	953 ( 898 )	55	6.1	令和6年10月12日
熊本	952 ( 898 )	54	6.0	令和6年10月5日
大分	954 ( 899 )	55	6.1	令和6年10月5日
宮崎	952 ( 897 )	55	6.1	令和6年10月5日
鹿児島	953 ( 897 )	56	6.2	令和6年10月5日
沖縄	952 ( 896 )	56	6.3	令和6年10月9日
全国加重平均	1055 ( 1004 )	51	5.1	-

(参考4) 安全衛生経費の適切な支払いについて

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

## ○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### 1 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### 2 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### 3 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### 4 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は  
下記HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興  
室電話番号 03（5253）8111（内線24813、24816）

# 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取り組み



- 建設工事従事者の安全及び健康の確保には、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積積書」の作成・普及を推進。

## 【経緯】

○「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費について』は、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある実務者検討会」とされた。

○このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。

○「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積積書」の作成・普及を推進。  
・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。  
・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積積書」の作成・活用を依頼。

## 【安全衛生対策項目の確認表】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元下間ににおいて確認

## 【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積積書】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示



安全衛生経費の適切な支払

# 安全衛生対策項目の確認表の作成・普及



- 「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いたくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種（型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅）の確認表を先行的に検討・作成。

## Press Release

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
会 期 5 年 8 月 9 日  
不動産・建設・交通・観光都市開発課

### 建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策」として、安全衛生対策の実効性と効率化の実現や、安全衛生職の共同を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生対策が下請負人まで適切に支払われることが求められます。このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに関する検討会」を開催し、金利2.5%にて建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた仕組みを作りまとめました。この検討会では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、安全衛生と下請負人のための実効性ある対策として、建設工事における安全衛生対策の実効性や安全衛生対策の実効性を図るために、安全衛生対策の「見える化」を図るために、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「裏表見開き」の作成・普及等を実現させました。

この検討会を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び裏表見開きに対するWG」を開設し、県級庁に安全衛生対策項目の確認表の検討会」及び「費用負担」を検討するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討会を進めました。今般、上記二つの検討会の結果を踏まえ、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「裏表見開き（別添1）、及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「裏表見開き（別添2）」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表（参考ひな形）を参考に、「安全衛生対策項目の確認表」を作成いたくようお願いしているところです。また、すべての建設企業において、建設業者と下請負人ととの間で安全衛生対策項目の確認表を活用することにより、元請負人と下請負人の間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

## 〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対応項目	外資の実施分類		対応日付	対応実施分類	担当員名
		定期	下請			
<b>作業環境管理</b>						
工事運営管理	リスクアセスメントによるリスク低減計画の策定	定期	下請	未定	未定	未定
作業者管理	作業者登録の実施及びその結果に基づく登録者登録の実施	定期	下請	未定	未定	未定
作業環境の測定	測定結果の報告	定期	下請	未定	未定	未定
<b>作業環境の改善</b>						
換気設備	換気設備、空調設備の整備	定期	下請	未定	未定	未定
照明器具	照明器具、空気清浄装置	定期	下請	未定	未定	未定
電気設備	電気設備	定期	下請	未定	未定	未定
給排水設備	給排水設備	定期	下請	未定	未定	未定
休憩室	休憩室	定期	下請	未定	未定	未定
土質め吹き工の建立と解体	土質め吹き工の建立と解体	定期	下請	未定	未定	未定
保証具の使用	保証具の使用	定期	下請	未定	未定	未定
防護具	防護具による危険の防止	定期	下請	未定	未定	未定
器具等	器具等による危険の防止	定期	下請	未定	未定	未定
開口部遮生	開口部遮生	定期	下請	未定	未定	未定
膏下保護ネット・小便ネット	膏下保護ネット・小便ネット	定期	下請	未定	未定	未定
ロープ遮断装置における危険の防止	ロープ遮断装置における危険の防止	定期	下請	未定	未定	未定
繩系剥離装置による危険の防止	繩系剥離装置による危険の防止	定期	下請	未定	未定	未定
接着剤貯蔵庫	接着剤貯蔵庫	定期	下請	未定	未定	未定
資材貯蔵庫	資材貯蔵庫	定期	下請	未定	未定	未定
遮蔽面設置	遮蔽面設置	定期	下請	未定	未定	未定
火薬貯止	火薬貯止	定期	下請	未定	未定	未定
危険物の貯蔵（立入禁止措置）	危険物の貯蔵（立入禁止措置）	定期	下請	未定	未定	未定
園芸の実施	園芸の実施（植栽物調査・施肥等）	定期	下請	未定	未定	未定
安全点検の実施	安全点検	定期	下請	未定	未定	未定
搬送機械等に適用する拘束	搬送機械等に適用する拘束	定期	下請	未定	未定	未定
その他	その他	定期	下請	未定	未定	未定
安全管理に要する対策	安全管理に要する対策	定期	下請	未定	未定	未定
その他の	その他の	定期	下請	未定	未定	未定
法規項目（当該工事で確認が必要な項目）	法規項目（当該工事で確認が必要な項目）	定期	下請	未定	未定	未定

# 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及



- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、**安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」**を検討、作成いたくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、**安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。**

※ 専門工事事業団体等の協力を得て、2工種(型枠、左官)の標準見積書を先行的に検討・作成。

## 【国土交通省において作成した作成手順】

### 安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適かつ明確な算出がなれ、下請負人まで正確に伝達されるよう、黒字欄に安全衛生対策項目の「対策の実施分担及び費用負担」を記載するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳して明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。
2. 安全衛生経費を内訳して明示した「標準見積書(標準見積書)」とは、下請負人が元請負人直近上位の注文者(以下「注文者」)に対して提出する見積書を従来の総括額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳して明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようになります。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていますから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる範圍」に含まれるもののです。

#### 2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

- 安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明記ではないため、元下請の安全衛生経費に関する課題のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するなどに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を示します。

## 【先行的に作成した工種の標準見積書(案)「左官工事」(令和6年3月時点)】

御 見 積 書 (案)	
○○建設株式会社	御中
見積金額	￥XXXX
工事名	
工期	令和 年 月 日 令和 年 月 日
○○左官工業株式会社	令和6年3月4日
TEL XXXX	FAX XXXX
TEL XXXX	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ①個別工事現場(作業場)における安全衛生経費
- ②個別工事現場(作業場)における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③店舗で支出する安全衛生経費

